

7 社会資本整備の推進

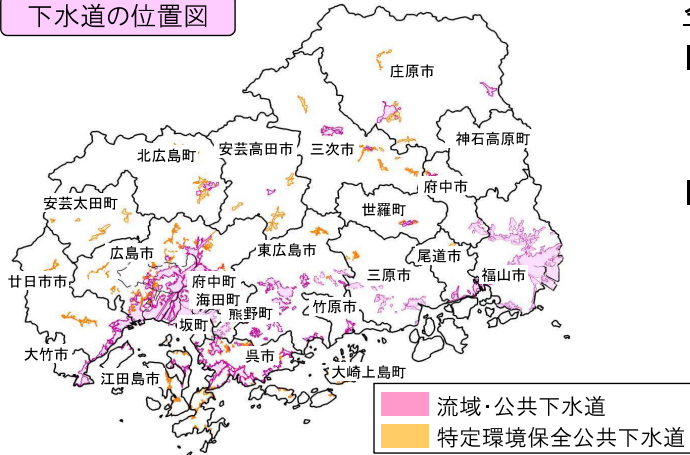
(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設(汚水・雨水)に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設にかかる財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道による流域治水の取組を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

下水道の位置図



令和6年度事業実施予定箇所

■ 流域下水道

芦田川流域下水道 処理場改築、耐震化
 太田川流域下水道 処理場改築、耐震化
 沼田川流域下水道 処理場改築、耐震化

■ 公共下水道

(汚水)
 未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか17処理区
 老朽化対策 呉市広処理区 ほか22処理区
 (雨水)
 浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか28排水区
 老朽化対策 廿日市市廿日市排水区 ほか23排水区

【提案先省庁:総務省、財務省、国土交通省】

7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

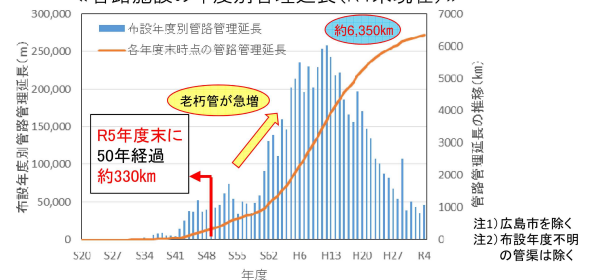
提案の背景

- 下水道の新設(未普及対策)については、国から令和8年度末までの概成が要請されており、県内市町においては、汚水処理整備に関するアクションプランを策定するなどにより、下水道施設整備を推進している。
- また、令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築更新において拡充された一方で、汚水管の改築更新については縮小されており、今後も段階的に縮小されることを危惧している。
- このため、下水道施設(汚水)のストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新が困難になることが懸念される。
- 一方、近年の度重なる集中豪雨により各地で内水による浸水被害が多発しており、県内全ての一・二級水系で策定された「流域治水プロジェクト」に基づき、下水道による浸水対策を加速させる必要がある。

課題

- 今後、改築更新費が増加する一方で、人口減少等により使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《管路施設の年度別管理延長(R4末現在)》



- ・令和5年度末で標準耐用年数50年を経過する管渠の延長は約330kmであるが、10年後には2.5倍の約830km、20年後には7.0倍の約2,320kmと急激に増加する。
- ・57箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が53箇所(全体の93%)と老朽化が進行している。

- 浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)
※100mm安心プランに基づき実施中



(令和3年7月 竹原市本川排水区)
※流域水害対策計画に基づき実施中

8 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているときのみ見なします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

【提案先省庁：厚生労働省】

8 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 「ヒロシマ・アクション・プラン」及び「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の各取組を積極的に進めるとともに、核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議に向けて、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、議論の進展に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」を主導し、核兵器国と非核兵器国の橋渡しを行い、国際社会への働きかけを行うこと。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの成果を活かして、引き続き、世界各国の政治指導者に、被爆地を訪問するよう積極的に働きかけること。
- 日本政府が国連に創設した「ユース非核リーダー基金」を活用した事業では、本県の人材育成事業等と連携し、海外の若者と広島との交流の機会を設けること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、引き続き、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁:外務省】

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 推進計画(令和4～6年度)を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 核兵器問題を持続可能性の観点から捉え、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、市民社会及び各国政府に対して働きかけを実施。

課題

- ロシアによるウクライナ侵略の長期化や、その中で繰り返し行われている核兵器による恫喝、また、北朝鮮の核兵器開発など、非常に厳しい安全保障環境を受けて、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりなどから、核抑止への依存が強まっている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる、核兵器国と非核兵器国の分断が続いている状況に加え、核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議においては、核兵器国同士の分断等により、2010年を最後に最終文書を合意することができない状況が続くなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しくなっている。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 従来の非人道性及び軍事・安全保障に新たなアプローチを追加し、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

10 旧広島陸軍被服支廠の重要文化財指定

国への提案事項

旧広島陸軍被服支廠については、旧日本陸軍が大正2年に建設した国内最古級の鉄筋コンクリート造倉庫4棟が、被爆の実相を伝える被爆建物として現存しており、高い歴史的価値・文化価値を有することから、重要文化財への指定などを求める。

【提案先省庁：文部科学省】

現状／広島県の取組

- 被爆建物である旧広島陸軍被服支廠は、大正2年の竣工で、築100年を超えており、近隣住民の安全確保の観点からも各棟の妻壁補強や屋根瓦の葺替えなどの早急な安全対策が必要となっている。
- このため、本県では、安全対策工事の実施設計に着手し、令和5年3月にその結果をとりまとめた。
- 併せて、建物の具体的な活用策の議論・検討に向け、「活用の方向性」をとりまとめた。
- 建造物の価値調査については、高い歴史的・文化財的価値を有していることが明らかになっている。また、歴史的建造物の有識者から重要文化財に指定するべきとの意見をうけていることから、県としても、速やかに重要文化財の指定を受けたいと考えている。

課題

- 重要文化財への速やかな指定が必要である。
- 重要文化財の指定を受けた上で、多額に及ぶ安全対策工事の財源確保のため、国の財政措置を受ける必要がある。